

第2次 日置市行政改革大綱

平成23年度～平成27年度【5年間】

新たな時代を切り拓く

日置市経営戦略

～共生・協働による

新たな公共空間の創造を求めて～



平成23年2月

日 置 市

目次

I 基本方針

- 1 改革が目指すもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 新しい「公共空間」の形成イメージ・・・・・・・・・・ 2
 - 資料：財政状況、市職員の推移、人口の推移・・・・・・・・ 3
- 2 改革に向けた視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 自立と協働
 - (2) 効率性と透明性
 - (3) 市民の目線に立ったもの（制度・意識のバリアフリー）
- 3 改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 推進期間
 - (2) 推進体制
 - (3) 行動計画の策定と実施
 - (4) 意識改革及び資質向上

II 具体的方策

- 1 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・・・・・・・・ 9
 - (1) 市民サービスの向上
 - (2) 組織・機構の改善
 - (3) 事務事業の見直し
- 2 定員管理及び給与の適正化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 定員管理の適正化
 - (2) 給与等の適正化
- 3 自主性・自立性の高い財政運営の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 財政の健全化
 - (2) 公共工事
 - (3) 公共施設
 - (4) 未利用土地
- 4 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化・・・・・・・・ 11
 - (1) 外部委託等の推進
 - (2) 指定管理者制度の効果的な運用
 - (3) 地方公営企業の経営健全化
 - (4) 第三セクターの経営健全化
 - (5) 地方公社の経営健全化
 - (6) 地域協働の推進
- 5 人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 電子自治体の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

I 基本方針

1 改革が目指すもの

地方分権が進む中で、日置市が誕生して5年が経過しました。この間、厳しい財政状況や少子高齢化・人口減少社会到来の中、地域の責任ある経営主体として、本市の基本理念である「地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」の実現のため、平成18年3月に「日置市行政改革大綱」を策定し、行政サービスの抜本的見直しと効率化、行政内部のスリム化とそれを支える職員資質の向上等を目指し改革を進めてきました。

前大綱で定めた5年間（平成18～22年度）は、パブリックコメント制度（*1）や指定管理者制度（*2）の導入、補助金等の整理統合、職員定員管理の適正化、組織機構改革などを実施し、概ね目標を達成することができました。

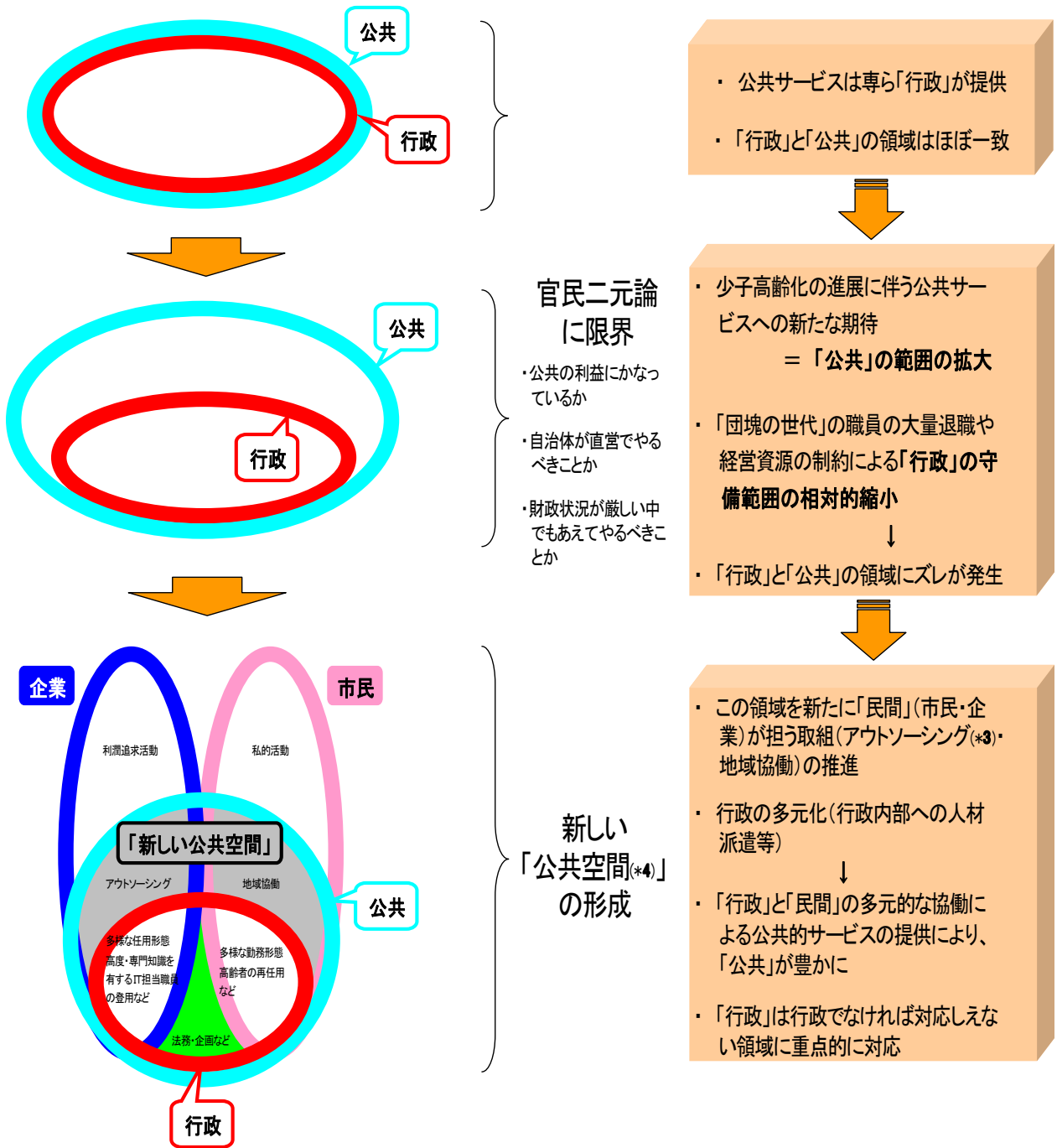
しかしながら、現況の社会経済情勢の中、地方財政については、個人所得の大幅な減少や企業収益の悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が落ち込む一方で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどから、依然として厳しい行財政環境が続くことが予想されます。

また、国においては、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定されるなど、今後地方分権がより一層進展する状況の中、本市にあっても自らの判断と責任において、高度化する行政課題に取り組むことが求められます。

そのため、限られた財源等の経営資源の中で、今後とも本市が持続的に発展し、より効果的・効率性のある質の高い行政サービスを提供していくためには、引き続き行政改革を推進していく必要があります。

以上を踏まえ、第2次日置市行政改革大綱では、さらなる地方分権型社会に対応した足腰の強い自治体として自立できるよう、前大綱の基本理念を継承しながら新たな改革を進め、共生・協働による行政経営の確立を目指します。

新しい「公共空間」の形成のイメージ



資料：分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会『分権型社会における自治体経営の刷新戦略-新しい公共空間の形成をめざして-』平成17年4月15日【一部修正】

資料

1 財政状況

歳入

(単位：千円)

年度 区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
地方税	3,939,554	4,347,301	4,481,618	4,245,113
地方交付税	8,778,368	8,643,073	9,048,779	9,211,041
国庫支出金	3,001,523	3,174,448	3,070,349	4,315,232
県支出金	1,458,478	1,470,892	1,421,207	1,456,916
分担金及び負担金	279,908	260,690	257,680	257,564
使用料及び手数料	451,843	425,669	435,196	449,672
財産収入	90,597	84,124	105,837	200,334
地方債	3,261,800	2,868,500	2,601,500	2,430,500
その他	3,402,669	2,483,991	1,733,002	1,637,917
合計	24,664,740	23,758,688	23,155,168	24,204,289

歳出

(単位：千円)

年度 区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人件費	4,305,678	4,339,716	4,309,941	4,094,471
物件費	2,450,042	2,400,088	2,369,876	2,595,720
維持補修費	174,577	92,208	87,811	101,819
扶助費	3,063,858	3,217,084	3,352,986	3,512,412
補助費等	1,298,598	1,198,897	1,285,344	2,077,820
投資的経費	6,268,379	5,437,513	4,581,549	4,038,594
公債費	3,845,197	4,059,603	3,919,338	3,950,438
その他	2,405,277	2,278,822	2,741,986	3,110,382
合計	23,811,606	23,023,931	22,648,831	23,481,656

(資料：地方財政状況調査)

2 市職員の推移

(単位：人)

年 度 区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
市長の事務部局	392	384	374	356	332
議会事務部局	5	5	5	5	5
選挙管理委員会の事務部局	1	2	2	2	2
教育委員会の事務部局	108	100	92	89	90
農業委員会の事務部局	6	6	5	5	5
水道事業部局	19	17	17	15	14
監査事務部局	2	2	2	2	2
消防本部	67	70	71	74	75
合計	600	586	568	548	525

(資料：総務課)

3 人口の推移

(各年10月1日現在、単位：人)

年 度 区 分	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域	日置市
平成14年	13,586	24,356	6,116	9,963	54,021
平成15年	13,563	24,271	6,051	10,090	53,975
平成16年	13,336	24,295	5,947	10,044	53,622
平成17年	13,261	24,348	5,907	9,875	53,391
平成18年	13,140	24,365	5,807	9,654	52,966
平成19年	13,052	24,291	5,700	9,473	52,516
平成20年	12,958	24,419	5,591	9,281	52,249
平成21年	12,832	24,442	5,532	9,142	51,948

(資料：住民基本台帳)

2 改革に向けた視点

(1) 自立と協働

地方分権の社会には、①国や県依存からの脱却、②権限面の確立、③財政面の健全化、④債権の適正管理・債務の長期的管理、⑤市民の理解と協力、⑥職員の意識改革が必要です。いわゆる「自立」した自治体を目指します。このことは、市民と行政の関係にも当てはまることです。お互いが依存しあう関係から脱却し、互いに手を取り合い、連携していくことが求められます。つまり、「協働」していくことが肝要であり、事業の計画段階から市民の意見を取り入れ、その評価段階においても、行政自らの判断だけでなく、市民の意見が取り入れられ、次のステップに活かしていく市民参画のシステム作りが必要です。これまで以上に市民が主役になっていかねばなりません。

「自立」を縦糸に「協働」を横糸に、丈夫で長持ちする行政体を作ります。

(2) 効率性と透明性

市政の推進に当たっては、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を有効に活用し、最少の経費で最大の成果をあげることは、行政の究極の目標であるとともに、地球環境を守ることにもつながります。さらに市民のニーズは、効率性だけではなく、サービスの速さ・質に重点が移ってきており、ニーズにあった上質のサービスを提供するために、これまで以上の熟達度を職員には求めていきます。同時に、公共サービスの提供は、行政だけでなく、市民や企業も公共サービスを提供する主体であるということを、市民も行政も認識するようにしていきます。

行政は、市民のためという意識はもちろんのこと、市民とともに業務を遂行しているという意識（行政の共同経営）を持たねばなりません。行政資源の動きをはじめ、意思決定の過程や事業に対する評価などを公開し、行政の持っている情報を市民と共有していく必要があります。このことによって市民の行政経営に対する満足度を高めていきます。

(3) 市民の目線に立ったもの（制度・意識のバリアフリー）

バリアフリーとは障がいのあるなしに関わらず、施設や道路などをみんなが利用しやすいように障壁を取り除くという意味で使われています。行財政改革は、市民と行政の間にある敷居を取り払い、自由に行き来できるようにすることもねらいのひとつです。いわゆる行政のバリアフリー化です。難解な表現、複雑な事務手続きの簡略化、スピードアップにより、市民サービスを向上させるとともに、市民の目線に立ち、対話を重視しながら心の通った行政を目指します。

また、市民にわかりやすいように、市政改革の目標を数値化して示していきます。

3 改革の推進

(1) 推進期間

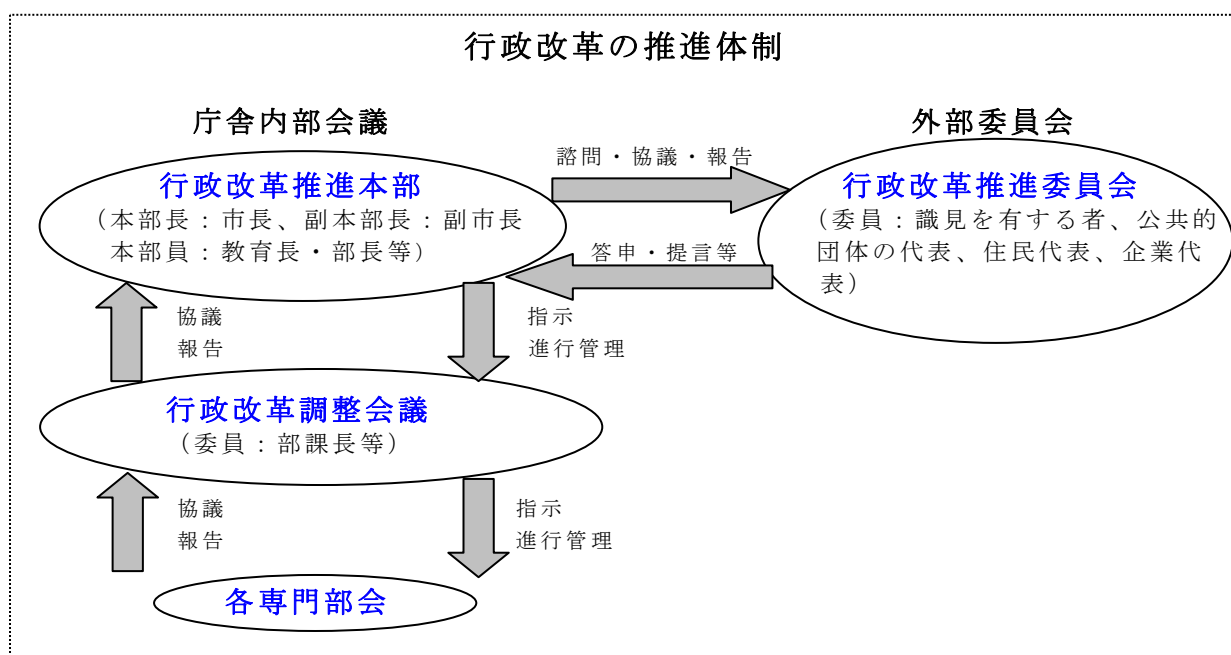
本大綱の推進期間は、平成23年度～平成27年度までの概ね5年間とします。

(2) 推進体制

行政改革は、全職員の自覚のもと、主体性を持った自発的な改善の取り組みと市民の理解・協力が不可欠です。

そのため、本市では、市長を本部長とする「日置市行政改革推進本部」をもとに、全職員が改革の取り組みを実践し、その進ちょく状況を適宜、民間委員で構成される「日置市行政改革推進委員会」に報告し、さまざまな意見をいただきながら行政改革の推進に努めてきました。

第2次行政改革大綱においても、これまでの体制を継続し、より一層の改革を推進していくものとします。



(3) 行動計画の策定と実施

具体的な実施方法として、各部署において、何を、いつまでに、どうするといったアクションプランを策定し、可能な限り数値化を図り計画的に実施していきます。

なお、行政改革を着実に進めるためには、時代を的確に捉える必要があることから、推進期間中であっても必要に応じて、見直しを実施します。

(4) 意識改革及び資質向上

改革を推進するに当たっては、市長のリーダーシップはもちろんのこと、職員一人ひとりの意識改革が必要です。意識改革とは、従来の行政システムに頼るのではなく、「まちづくりの主役は市民」であり、「市民の立場に立った市民本位のサービス」を提供する、という意識をもつことです。

また、効率的で効果的な行政経営を行っていくために、職員研修などを積極的に取り入れ、職員の資質の向上を図ります。

Ⅱ 具体的方策

1 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

(1) 市民サービスの向上

「市役所は市民のためのサービス機関」として、わかりやすい市民サービスの提供に努めます。

また市民の満足度を高めるために、市民ニーズの的確な把握に努め、効果的な行政サービスの提供を図ります。

(2) 組織・機構の改善

第1次の改革により効率的で迅速な行政経営を進めるため50課から40課以下（平成22年度現在36課）への組織の再編を図ってきました。

今後は権限移譲による新たな行政事務や市民の多様なニーズに弾力的かつ的確に対応するため、本庁と支所の業務分担等を見極めながら、本庁への業務集約の検討を進め、簡素で効率的な組織・機構への不断の見直しによる市役所機能の向上に努めます。

(3) 事務事業の見直し

事務事業については、これまでも最少の経費で最大の効果を上げるよう努力してきましたが、権限移譲による事務量の増大に対応し、加えて高度化・多様化する市民ニーズに的確に応えられる事務事業を執行するため、再編・整理、廃止・統合など積極的な見直しを図ります。

限られた財源の中で新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、最少の経費で最大の投資効果を得るために、民間の経営感覚や発想、「スピード」「コスト」「成果」の視点を取り入れた事務事業の見直しを進めます。

既に実施している行政評価制度を活用して、あらゆる事務事業の徹底した見直しを行い、施策・事務事業の必要性や実施方法について検証し、その優先度を明らかにしながら、集中化・重点化による経費削減と、迅速で効率的な事業の実施を図ります。

2 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

効率的・効果的な行政経営を図りながら、人件費の抑制をさらに推進していくため、平成27年度までの毎年の定年退職者の数と新規採用者の数を定員適正化計画の中で明らかにしながら、定員管理を行います。

新たな行政需要に対しては、事務事業等の見直しや組織再編、職員の資質向上等により、職員数の抑制に努めます。

(2) 給与等の適正化

給与については、財政事情、地方公務員をめぐる環境の厳しさなどを踏まえ、職務と能力に応じた適切な処遇を図るとともに、引き続き、国、県及び他市町村との均衡並びに民間の動向を踏まえ、適時見直しを図ります。

3 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 財政の健全化

歳入・歳出の両面で財政の健全化に向けた取り組みを強化します。

歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るため、財政状況を分析した上で、事務事業の見直しを行うことにより、適切かつ健全な財政運営に努めます。このため、予算の編成に当たっては「最少の経費で最大の効果」の原則を基本に、事業の必要性や優先度を慎重に検討を行い、市債の発行を抑制することで、将来世代の負担を減らすなど、将来にわたって弾力的で足腰の強い、持続可能な行財政構造の構築を進めます。

また、債権管理体制強化による滞納整理の推進や市有財産の有効活用などを通じた新たな自主財源の確保など歳入の確保に取り組めます。

こうした取り組みを市民に理解してもらうために、資産・負債も含めた市の財政状況を、さまざまな形でわかりやすく市民に公表するなど、積極的な財政情報の開示を一層推進します。

(2) 公共工事

公共工事の執行については、限られた財源を有効に活用するために、事業の厳選と優先順位の設定を図り、執行において効率的で透明性の高い入札制度の検討を引き続き行い、地域の活性化を図れるよう努めます。

(3) 公共施設

公共施設については、特に重複する施設の統廃合及び新たな投資を避けるため、地域資源である施設の他の用途への活用方法について、検討していきます。

(4) 未利用土地

市有の未利用土地について、その処分を含めて活用を図ります。

4 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 外部委託等の推進

既成概念にとらわれることなく、市が直接行うよりも、民間事業者のノウハウを活用した方が、サービスの向上や経費の節減が図られる事務事業については、着手可能なものから民間委託等を推進します。検討に当たっては、小組織内(課、室等)だけの検討に終わることなく、全庁的に見渡し、共通する事務やサービスの検討・抽出を行います。

(2) 指定管理者制度の効果的な運用

公の施設については、31施設において指定管理者制度を導入しています。その管理運営については、法令または条例等のほか、協定書、募集要項等に基づき、管理運営業務が適正かつ確実に行われているか、サービスの安定的、継続的な提供が可能な状態にあるかどうかなど、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングマニュアル」に基づき、定期的に、または随時に確認及び評価を行い、施設管理の適正を期し、さらなるサービスの向上を目指します。

また現在の直営施設についても施設の設置目的や性質を勘案しながら、同制度導入の有無を検討していきます。

(3) 地方公営企業の経営健全化

公営企業については、独立採算による経営を原則とし、これらの企業会計への一般会計からの繰り出しは可能な限り抑制することとします。

そのため、中期経営計画や水道ビジョンに基づき、事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託などを検討・推進し、経営の健全化を図ります。また、収益増加への取り組み及び組織機構の見直しなどを市の改革に準じて実施することで、将来的にも継続して安定した事業の展開を図ります。

(4) 第三セクターの経営健全化

農業担い手不足に伴う農作業受託や後継者育成等を目的に設置されている農業公社（市80%、農協20%出資）について、経営健全化に向けた積極的な指導・助言を行い、本市全体の財政健全化に努めます。

さらに、中期経営健全化計画を策定し、引き続き経営の安定化に取り組めます。

(5) 地方公社の経営健全化

土地開発公社について、経営健全化計画を策定し、経営状況の改善に向けた取り組みを行います。

また、その経営内容についても広く市民の目に触れるよう情報を公表していきます。

(6) 地域協働の推進

市民が市政に参画し、協働によるまちづくりを推進していくため、情報提供や情報公開を積極的に実施することで市民との情報を共有し、市民の市政への参画意識の高揚や参画しやすい環境づくりに取り組みます。

また多様化する市民ニーズや地域課題に対応するため、①地域社会が主体的に取り組むもの、②地域と行政が協働で取り組むもの、③行政が主体的に取り組むものなど地域と行政の役割を分担した上で、自治会やボランティア・NPO（*5）団体等を行政経営のパートナーとして捉え、積極的に参画できる仕組みを構築していきます。

5 人材育成の推進

「日置市人材育成基本方針」に基づき、市民の負託に応え、その使命を全うするため、複雑多様化する行政需要に対応できる専門的知識を有した職員の確保と、時代の変化に対応できる人材の育成、能力開発を推進します。

6 電子自治体の推進

電子自治体（*6）の構築に向けては、各種情報システムを統一し、各種手続き等の電子化などにより、行政事務の迅速化や庁内での情報共有を図り、行政事務の迅速な提供と市民生活の利便性向上を図ります。

さらに市民と双方向で情報交換ができるシステムを構築し、市民のまちづくりに対する意見聴取や各種相談の機会の充実を図ります。

7 議会

地方分権の時代にあって、議会の持つ住民代表機能及び執行機関に対する監視機能の役割がますます大きくなっています。今後も継続して議会の改革、活性化に取り組むとともに市議会の公平性、透明性及び独自性を確保し、市民に開かれた議会運営を推進していきます。

用語解説

* 1 パブリックコメント（手続）制度

市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続きをいいます。

* 2 指定管理者制度

多様化する市民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するために、公の施設の管理に従来の公共的団体等に加え民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的としています。

* 3 アウトソーシング

業務を外注すること。資源の有効活用や費用の削減を目指して行われます。なお、本大綱では外部委託と表記しています。

* 4 公共空間

行政が直接担う「公共サービス」とNPOや企業が担う「公共的サービス」の二つを併せて「新しい公共空間」といいます。

* 5 NPO

Nonprofit Organizationの略。民間非営利組織のことで、営利を目的としない公益的な市民活動等を行う組織、団体。

* 6 電子自治体

自治体がインターネット等のIT（情報通信技術）を活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みを言います。